

経済建設委員会会議録

平成27年7月2日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 10:17

【 案 件 】

1. 議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

○委員長

それでは、ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

6月30日の経済建設委員会におきまして、継続審査としておりました「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

新たに「移譲及び貸与に関する募集要項」が資料として提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○経済部長

募集要項の説明の前に、私のほうから一言、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まずは、今回の議案上程に至るまでの経過、経緯についてのご説明不足がありましたことをここでお詫び申し上げます。私のほうから改めて若干の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。過去の一般質問等やまた、先の本委員会所管事務調査などにおきまして、筑豊ハイツのことについては、ご説明しておりましたけども、合併後に策定いたしました「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、平成27年度末をもって公の施設を廃止し、現指定管理者でございます筑豊勤労者福祉協会に移譲することが決定されておりました。また、この移譲について、協会のほうが移譲を受けないということであれば、民間業者のほうに譲渡するとして、計画決定をしていたところでございます。この決定に基づきまして、協会と協議を重ねまして、最終的に理事会、評議員会において移譲は受けないという評決を正式にいただいております。一方、一昨日、委員会においてご指摘もございましたが、計画決定から月日も経っており、ハイツを取り巻く状況も変化しております。また、施設も確実に老朽化し、世間のレジャー意識の多様化、料金の安い、高いだけではなく、特徴があったり、デザインがよかったり、近くに旬な観光施設があるなど、ニーズに対応した施設でなければ、生き残ることは困難であるという認識もございます。筑豊ハイツは、低廉な料金で宿泊でき、隣接します筑豊緑地の体育施設を利用いたします大学や高校との合宿施設としての一面もございまして、また、広大な筑豊緑地におきまして、唯一飲食ができる場所でもございます。加えまして、同窓会や新忘年会、歓送迎会等の会場として、また会議や研修会場としての利用のほか、地元大学等のオリエンテーリングやサマースクーリング等でも利用いただいております。さらには、何回もご指摘がありますように、飯塚国際車いすテニス大会のメイン会場でございます。このような利用状況の中、ハイツの今後につきましては、国や県に対しまして、その存続に向けた要望活動も行っておりましたが、かないませんでした。また、少数ではございますが、さまざまな業種の方のご意見をお聞きすることも行い、また他自治体で同様の施設を持っておられる自治体の施設の存廃や運営状況の調査、研究も重ねてまいりました。しかしながら、本施設の耐震化、耐用年数等が最大のネックになりまして、なかなかいいアイデアやよ

い返事はいただけなかったのが現実でございます。

このようなことから、一度、市として決定いたしております計画でもありますことから、できる限りこの計画に沿って実施していくためにも、一度広くハイツの形態や運営のあり方について、アイデアをいただき、審議会で協議・審査を行いたいという観点から、今回議案の上程をさせていただいております。当然と言いますか、もしかしたら1件の応募もないかもしれませんが、場合によっては、民間の知恵は無限でございますので、行政では考えつかないような、素晴らしいアイデアの公募もあるかもしれません。このようなことも踏まえまして、次のステップへ進むために必要な過程であるというふうに考えまして、今回議案を上程しておりますので、どうぞご理解方よろしく申し上げます。

○経済施設等対策室主幹

続きまして、私の方から、本日、委員会資料として提出させていただいております「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ移譲及び貸与に関する募集要項（案）」につきまして若干ご説明をさせていただきたいと思っております。5ページをお願いいたします。5ページの真ん中「7番移譲等の条件」というところがございますが、先日、委員会の中でも飯塚市としての経営方針って何なのかと、よく見えないというふうなご指摘もいただいておりますので市として、どういうふうな考え方を持ってるのかということにつきましては、この5ページの「7 移譲等の条件」のところをご説明させていただくことで、それにかえさせていただきたいというふうに思っております。読ませていただきます。

本市は、移譲等後の筑豊ハイツの管理運営について、次の条件を付すこととし、移譲等について移譲先と契約を締結します。また、移譲先はこれらの条件のほか、関係する法令及び通知について遵守しなければなりません。1 施設の運営に関すること ア 飯塚国際車いすテニス大会では、選手サロン、スタッフ控室、関係者宿泊等施設の利用には最大限の協力すること。現在では新館1階フロア及び全室それから本館の客室を利用されております。イ 筑豊ハイツの現在の用途は、宿泊、飲食、入浴及びこれに付随するサービスですが、これについては変更することが出来ます。ただし、ラブホテル、またはこれに類似する用に供することはできません。ウ 移譲等を受けた法人自らが、施設を運営すること。エ 飯塚市の方針、施策を理解し、積極的に協力すること。オ 土地、建物、附属設備、源泉設備及び物品は施設の管理運営計画以外の目的に使用しないこと。カ 移譲等を受けた財産一切の維持管理及び更新に要する費用は、移譲先の負担とすること。キ 移譲等施設の運営にあたっては、現在運営を行っている財団と綿密な協議を行い、移譲等後の運営に支障がないよう努めること。あと、クケコとございますが、そこは省略させていただきまして、2番 社員等の処遇について 現在、財団が雇用し、筑豊ハイツに勤務する社員については、移譲等に際して施設運営を円滑にする観点から、本人の意向を踏まえて、移譲先において継続雇用を行うことについて最大限の努力を行うこと。その他の臨時職員については、本人の意向を踏まえて継続雇用に配慮すること。そして、4 その他のところがございますが、現状のまま移譲いたしますが、移譲後の増改築及び新築については、制限いたしません。ただし、上記7の(1)の移譲等の条件は満たすことが必要です。こういった移譲等の条件をもちまして、今回一般公募をしようとするものでございます。以上で、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

募集要項を今、説明していただきましたが、その前に部長がいろいろ経過報告等をされておりますけれども、私が思うにはね、やはりあの公共施設のあり方、前回も言いましたけど、公共施設のあり方の協議をした時と部長もおっしゃったけど、この約10年間で、この筑豊ハイツを取り巻く環境というのは、その筑豊緑地のテニスコートの活用、それと筑豊遊園というん

ですか、あの芝生公園というんですか。利用状況、それを見てますと、やはり利用状況がですね、当初考えていた時よりも変わってきてるのは、事実だと思うんですね。そういうことを考慮した時に、この庄内温泉筑豊ハイツがどうあるべきかということを考えた時に、やはりこのあり方を考えたときは環境が違ってる。極端に変わってきてるというふうに思いますので、私はここはいったん考え直したほうがいいんじゃないかなと。

で、あなた方は、あり方委員会の、公共施設のあり方に従ってきちっとやってきているのは事実で、それはそれで業務としては、当たり前だとは思ってるんですけどもね。今回、この審査をするにあたって、筑豊ハイツの、庄内温泉筑豊ハイツの利用状況に対する資料は一切出されてない、ですよ。それを見た時に、その過去の利用状況だけでね、判断せいというのはやはり無理があると思いますよ。それとあなた方はこちらから言わないと、例えば、車いすテニスの世界大会の話だってあなた方から説明を一切を受けてないし、それと2020年に行われる東京オリンピックの際のパラリンピックに対する動き等についても、当然その、この庄内温泉筑豊ハイツのあり方を検討するについてですね、今後のあり方について検討するならば、そういうその将来についての利用の可能性等についてもですね、何ら説明していない。そういうことをやはり考えながらね、今後こういう形で利用できるんじゃないかとか、思っているとかいうこと言っただけならばね、まだしも、資料出さずで、このあり方のまま行きますからって言われてですね、さあ民間の知恵を借りますから、借りますからと言われてもね、非常に判断できかねるんですよ。だから、今、言ったようなことについて、持っている知識をちゃんと教えてくださいよ。

○経済施設等対策室主幹

今、ご指摘いただきました点につきましては、十分反省しなければならないというふうに思っております。資料は、本日ご用意できておりませんが、平成24、25、26年度の筑豊ハイツの収支の状況でですね、概略、何がよくて、何が悪いかというようなご説明をさせていただきますと、飲食につきましては、1億数千万円上がっております。それから、宿泊料も3千万円ちょっと上がっております。そうしたことからいきますと、基本的に飲食と宿泊、レストラン、こういったものについては、経営的にはほとんど以上の状態で頑張らせていただいている。これは、いろいろ協議させていただく中でも専門的な分野の方からのご意見もございましたが、レストランについては、非常に宴会等頑張らせてもらっていますと、経営は良好ですと。しかしながら、一番足を引っ張ると言うか、一番厳しいのが入浴のところでございます、A重油を使っております。温度が、泉度が16度ぐらいしかないもんですから、A重油を焚いてきておまして、それと光熱水費、こういったものが、光熱水費のすべてが温泉にかかわるものではございませんけども、1千数百万円かかっているにもかかわらず、入浴料については500万円ぐらいしか上がっていないというふうなことで、1日当たり1万4000円ぐらいしか上がらないというふうな、毎日温泉をしている以上は、毎日お湯を沸かして維持していかなくていけないわけですけども、そういった反面、1日1万4000円ぐらいですから、一人が420円ですので、約34、5名しか利用されていないと。そういったところからいくと、非常に温泉施設については厳しいと。ましてや控室、脱衣場で控室等がないもんですから、温泉から上がって休憩するというふうなことも厳しいというふうなことで、まず、この筑豊ハイツの経営を改善していくためには、お風呂をどうするのかというのが大きな問題になってくると。お風呂を扱うということであれば、それなりの費用がかかるんで、かといって、じゃあ、そこまでしてお客さんと呼べるかということになると、非常に厳しいんじゃないかと。隣に温水プールがありまして、そこでも安くて、入れる風呂がありますので、ほとんどの方がそちらを利用されてる。まあ、温泉だからというメリットはあるんですけども、その分、入湯税という支出も出てきますので、そういったこと考えると、温泉については非常に厳しいと。

今後については、筑豊ハイツは周りのロケーションからいっても、レストランとか、学生の

宿泊とか、合宿とか、そういったいろんなもつと安価で簡易に利用できるようなもののほうがいいのではないかというふうなご意見もいただいたところでございますので、そういったところも含めて、いろいろと私どもとしてはまだまだはかり得ない情報等もあるんじゃないかと思いつながら、民間のお知恵をいただければということで、今回一般公募にさせていただいたような状況でございますので、多々資料、説明不足があった点は、改めまして、お詫び申し上げますが、そういった経緯であったということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長

他に質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○道祖委員

前回の委員会、そして本日の委員会を通じて、私は何度も言っておりますけれど、庄内温泉筑豊ハイツが置かれてる横の県営筑豊緑地ですか、それへの利用状況が全然変わってきてると。周辺の状況が変わってきてるという事があるので、私は、こういうことを考えると、関係者と相談しながらですね、この老朽化施設を建て直すとかいうと、非常に大きな金がかかる。補修も大きな金がかかる。であるならば、やはりニーズに合った形の施設、県や国に相談したけど、それは前提として、今ある庄内温泉筑豊ハイツを今の状況でということ考えていったら、やっぱり国も県もお金を出すというのはちょっと躊躇するとは思いますが、改めてその周辺のあり方を考えたときに、機能だけを残した形で維持をするという観点から考えて、改めて、やっぱり役所は、市役所は、行政は、形態まで考えてですね、今後の利用推測等を考えてですね、もう一回案を考え直したほうが良いと私は思っておりますので、そういう点から考えますと、この施設として廃止する、で、将来的には、これを運営していくうえで、まあ、条件等は示されておりますけれど、公の関与が全くなくなると、車いすテニスの国際大会等々ほか、パラリンピックとか考えますとね、今の時点ではちょっと無理かなと。この時点ではそういうふうに考えます。それとまた、財政状況もですね、若干、これを作った時と違ってきているというのがありますし、合併特例債の任期がまた伸びたとかいうこともあります。総合的に考えたときにね、1度やっぱりこれは考え直したのがいいんじゃないかと。そういうことを思っていますので、この案件に対しては私は反対ということ述べてさせていただきます。

○委員長

ほかに、討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第100号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成なし。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。